



◎ 税金は納期限内一括納付が原則です。

ご理解とご協力をお願いします。

分割による納付は、特別な事情がある場合のみの特例的な取扱いです。事情を確認するために必要な書類等の提示を求めたり、特例を認めるための条件を求める場合があります。

これは、従来の方針のとおりです。平成27年度からは、より厳正な対応を推進し、納税のご理解とご協力をお願いしております。



納税の猶予制度（地方税法第15条）

次のア～オのいずれかに該当する場合には、原則1年（最大2年まで延長可能）の納税の猶予を受けることができ、納付が困難な部分について分割納付をすることができます。

- ア 納税者がその財産につき、震災、風水害、火災その他の災害を受け、又は盗難にあったとき。
- イ 納税者又は納税者と生計を一にする親族が病気にかかり、又は負傷したとき。
- ウ 納税者がその事業を廃止または休止したとき。
- エ 納税者がその事業につき著しい損失を受けたとき。
- オ アからエの事実に類する事実があったとき。